

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成30年10月5日

尾鷲市長 加藤 千速

1. 協議の場を設けた区域の範囲

向井地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成30年10月1日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数 法人 1経営体

個人 0経営体

集落営農（任意組織）0経営体

4. 3の結果として、当該区域に担い手は十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の中心となる経営体へ集積する際、積極的に農地中間管理事業の活用を図る

6. 地域農業の将来のあり方

高齢化が進んでおり、今後耕作できなくなる農地が見込まれることから、そのような農地を積極的に地域の中心となる経営体へ集積していく